

## 夜間宿所の継続利用は、2ヶ月以内

夜間宿所は、日雇労働者のアブレ対策の施設。長期利用は想定外。

### 利用が長期にわたる場合は、生活保護活用で次のステップへ

夜間宿所の存在理由は・・・

夜間宿所を利用するのに、必要な資格とか年齢制限などはありません。ただ、利用券の配布時間に列に並んで、券を手にすることが、必要なだけです。

夜間宿所の利用時間は、午前5時までです。これは、センターのシャッターが、午前5時に開くことに連動しています。

つまり、夜間宿所の利用者の基本イメージは、日雇労働者がアブレ続きでドヤ代が無くなったときに、夜間だけ泊まってもらい、早朝にはセンターに出て仕事探しをする。運良く仕事に就ければ、ドヤに泊まれるし、運悪く仕事に当たらなかつたら、また、列に並んで夜間宿所を利用する、そういうイメージです。

勿論、釜ヶ崎には、身過ぎ世過ぎを求めて、来る人も沢山います。その人たちも、夜間宿所を利用します。

ここで言えることは、日雇労働者で2ヶ月アブレて夜間宿所を利用し続けなければならぬ状態になれば、その先も日雇労働だけでは、経済的に生活を構築していくことができないだろうと考えられることです。

身過ぎ世過ぎを求めて釜ヶ崎に来た人も、2ヶ月努力して、まだ夜間宿所を利用し続けなければならない状態であれば、その状態のままでは、次のステップに踏み出せる可能性はとても低いと考えられます。

夜間宿所利用は、とても時間を食う生活スタイルです。まず、利用のためには、決められた時間に決められた場所にいる必要があります。

夜間宿所では食事が提供されていないので、食確保のために時間を費やさなくてはなりません。炊き出しに並ぶか、アルミ缶を集めるか、いづれにしても、長時間費やさなければなりません。

それを毎日繰り返すと、それだけで時間も頭の中も一杯になり、夜間宿所利用以外の生活に移行するための条件について、考えることも、努力する時間も確保できなくなります。

「それでエエやないか、それが生きる、いうことや」という人もいるかも知れません。しかし、最初から、夜間宿所長期利用の生活を想定されていたのでしょいか。ズルズルでなく、決断して生活保護活用を！

## 生活保護制度活用の手順

### 大阪市立更生相談所（釜ヶ崎の福祉の窓口）

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

### 大阪市立更生相談所にできること

#### 1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましよう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）とすることになります。

#### 2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。市更相に持っていきましよう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善したい人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましよう。、生活保護の中の施設保護です。

#### 3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。